

## 高知県公立大学法人給与規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、高知県公立大学法人職員就業規則（以下「就業規則」という。）第19条の規定に基づき、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、雇用形態等によりこの規程を適用することが適当でない職員の給与に関しては、別に定めることができるものとする。

#### (給与の種類)

第2条 この規程により職員が受ける給与は、給料及び手当とする。この場合において、これらの給与には、法人の用務について生じた実費の弁償は含まない。

### 第2章 給料

#### (給料)

第3条 給料は、就業規則第14条及び高知県公立大学法人職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第2条から第4条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、第12条第1項各号に規定する手当を除いたものとする。

#### (給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、次条及び第6条に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 一般職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

#### (教育職給料表の適用範囲)

第5条 教育職給料表は、大学に勤務する副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

#### (一般職給料表の適用範囲)

第6条 一般職給料表は、教育職給料表の適用を受けないすべての一般職員に適用する。

#### (初任給)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

#### (昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年4月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号級）

とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

4 55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第2項の規定の適用については、「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇格)

第9条 職員の昇格に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給)

第10条 給料は月の初日から末日までの期間について、その月額を支給する。

2 新たに職員になった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間規程第3条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の減額)

第11条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第10条第1号及び第2号に規定する休日（以下「休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、給与の減額に必要な事項は、別に定める。

第3章 手当

(手当)

第12条 職員の受ける手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理職手当

(2) 初任給調整手当

(3) 扶養手当

(4) 住居手当

(5) 通勤手当

(6) 時間外勤務手当

(7) 休日勤務手当

(8) 管理職員特別勤務手当

(9) 期末手当

(10) 勤勉手当

2 前項に掲げる手当のほか、理事長が特に必要があると認めた場合においては、予算の範囲内で特別の手当を支給することができる。

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別に定める職にある職員に支給することができる。

2 管理職手当の月額、職務の級における最高の号級の給料月額の100分の25を超えない範囲で、別に定める。

(初任給調整手当)

第14条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額66,900円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、初任給調整手当に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については一人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第16条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に

該当する場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第17条 住居手当は、自ら居住するために住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から教員住宅を貸与され、使用料を支払っている教員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が56,200円を超えるときは、支給単位期間につき、56,200円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、36,800円以内で別表第3に定める額
  - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）

を負担することを常例とするもの（理事長の認める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第4条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第3条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外又は割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、

正規の勤務時間外にした勤務の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 勤務時間規程第9条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項第1号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項の規定による勤務にあつては100分の50から第2項に規定する100分の25を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第20条 休日（勤務時間規程第3条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日等」という。）が勤務時間規程第3条第3項の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第21条 第11条及び前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから次項に規定する時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 前項に規定する時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における休日の日数から次に掲げる日数の合計の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

（1）土曜日に当たる祝日等の日数

（2）年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）のうち日曜日又は土曜日の日数

（管理職員特別勤務手当）

第22条 管理職手当を支給する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき12,000円を超

えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- 3 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第23条 第18条及び第19条の規定は、管理職員特別勤務手当を支給する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第27条第5項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の132.5を乗じて得た額(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級であるもの(副学長に限る。)(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

- 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定める職員の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階等を考慮して別に定める職員の職の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(支給制限)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時指し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第33条の規定により懲戒解雇の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合で解雇となった職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前第2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（支給の一時差止め）

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思科するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

- 第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第5項に規定する職員の勤務期間による割合（第5項において「期間率」という。）を乗じ、更に別に定める職員の勤務成績による割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、理事長に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
  - 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。
  - 5 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第4に定める割合とする。
  - 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
  - 7 前各号に規定するもののほか、勤勉手当の支給に必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 雑則

(給与の支給日)

第28条 給与の支給日は、別表第5に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日を支給日とする。

- (1) 同表の右欄に定める日が日曜日に当たるとき 同欄に定める日の前前日（その日が14日となるときは、17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（第3号において「休日」という。）に当たるときは、18日）

(2) 同表の右欄に定める日が土曜日に当たるとき 同欄に定める日の前日

(3) 同表の右欄に定める日が16日でその日が休日に当たるとき 17日

(休職者の給与)

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第22条に規定する心身の故障のため長期の休養を必要とする場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第22条に規定する心身の故障のため長期の休養を必要とする場合に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が就業規則第22条に規定する刑事事件に関し起訴された場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第24条に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの、別に定めるところにより100分の100以内を支給することができる。

5 休職中の職員には、ほかに別段の定めがない限り、前4項の規定により給与を支給する場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。

6 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、期末手当の支給日に同項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

(給与の口座振替)

第30条 給与は、職員の申出によって、口座振替の方法で支払うことができる。

(給与からの控除)

第31条 職員に給与を支給する際には、その給与から次に掲げるものを控除することができる。

(1) 法令で定められたもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項に規定する労使協定により定められたもの

(この規程の施行に関し必要な事項)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の規定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、「職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）その他の給与関係条例（以下「条例」という。）、職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）その他の給与関係規則（以下「規則」という。）その他高知県の関係例規、通知等（以下「条例等」という。）を準用する。この場合において、この規程中「一般職給料表」とあるのは「行政職給料表」と読み替えるものとする。  
なお、当該法人の設立に伴い条例、規則、条例等から削除された事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、改正前の条例、規則、条例等を準用する。
- 3 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した教員(以下「承継教員」という。)の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、その者が施行日の前日において条例の規定により決定されていた給料表における職務の級及び号給とする。
- 4 承継教員のうち、施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第45号）の施行に伴い、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）附則第12項の規定による経過措置の適用を受けていた教員については、当該経過措置を適用する。
- 5 施行日の前日までに、条例の規定により認定されていた扶養手当、住居手当及び通勤手当については、施行日において、この規程により認定されたものとみなす。
- 6 平成23年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給時における承継教員の在職期間は、施行日の前日までの高知女子大学又は高知短期大学における当該教員の在職期間をこの規程の在職期間又は勤務時間に通算する。
- 7 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により定められる額（以下この号において「基礎管理手当月額」という。）からその額に次の各号に掲げる職員に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理手当月額とする。  
(1) 期末手当に係る管理職加算割合が100分の10である職員 100分の12
- 8 この規程に関わらず、高知県からの派遣職員については、条例、規則、条例等に関する規定を準用する。

## 附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）  
教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)
1	204,900	265,700	316,500	408,300
2	207,100	268,800	319,900	410,800
3	209,300	271,900	323,400	413,300
4	211,500	275,000	326,900	415,800
5	213,600	278,100	330,500	418,400
6	215,800	280,900	334,000	420,900
7	218,000	283,700	337,500	423,400
8	220,200	286,400	341,000	425,900
9	222,500	289,200	344,600	428,200
10	224,900	292,100	347,900	430,700
11	227,300	295,000	351,200	433,200
12	229,700	297,900	354,500	435,700
13	232,000	300,500	357,800	437,500
14	234,400	303,100	360,300	439,800
15	236,800	305,600	362,900	442,200
16	239,200	308,100	365,500	444,500
17	241,400	310,500	368,200	446,900
18	244,500	313,300	370,500	449,300
19	247,600	316,100	372,800	451,700
20	250,700	318,900	375,100	454,100
21	253,800	321,500	377,300	456,600
22	256,900	324,300	379,400	459,000
23	260,000	327,100	381,500	461,400
24	263,100	329,900	383,600	463,800
25	266,100	332,400	385,600	466,200
26	269,100	334,900	387,500	468,600
27	272,100	337,400	389,400	471,000
28	275,100	339,900	391,300	473,400
29	278,100	342,300	393,300	475,800
30	280,800	344,500	395,100	478,200
31	283,500	346,700	396,900	480,500
32	286,200	348,900	398,700	482,900
33	288,800	351,200	400,500	485,300
34	291,700	353,500	402,300	487,600
35	294,500	355,800	404,100	489,900
36	297,300	358,100	405,900	492,200
37	300,100	360,200	407,500	494,500
38	302,400	362,300	409,200	496,500
39	304,700	364,400	410,900	498,500
40	307,000	366,400	412,600	500,500
41	309,200	368,400	414,000	502,600
42	310,400	370,300	415,600	504,500
43	311,600	372,200	417,200	506,400
44	312,800	374,100	418,800	508,300
45	313,900	376,100	420,200	510,300
46	315,100	377,900	421,800	512,200
47	316,300	379,700	423,400	514,100

48	317,500	381,500	425,000	516,000
49	318,500	383,400	426,600	518,000
50	319,600	385,200	427,900	519,800
51	320,700	387,000	429,200	521,700
52	321,800	388,800	430,500	523,600
53	323,000	390,200	431,700	525,600
54	324,100	391,700	432,800	527,300
55	325,200	393,200	433,900	529,000
56	326,300	394,800	435,000	530,700
57	327,400	396,200	436,200	532,400
58	328,500	397,600	437,300	533,700
59	329,600	399,100	438,400	535,000
60	330,600	400,600	439,400	536,300
61	331,700	402,000	440,500	537,600
62	332,800	403,500	441,600	538,600
63	333,900	405,000	442,700	539,600
64	335,000	406,500	443,800	540,600
65	336,000	407,900	444,800	541,400
66	337,100	409,100	445,800	542,300
67	338,200	410,300	446,800	543,200
68	339,300	411,500	447,800	544,100
69	340,300	412,700	448,900	545,000
70	341,400	413,700	449,900	545,900
71	342,500	414,700	450,900	546,800
72	343,600	415,700	451,900	547,700
73	344,300	416,700	453,000	548,600
74	345,300	417,600	454,000	549,500
75	346,300	418,400	455,000	550,400
76	347,300	419,300	456,000	551,300
77	348,400	420,000	457,000	552,200
78	349,400	420,600	457,700	
79	350,400	421,200	458,400	
80	351,400	421,800	459,100	
81	352,400	422,400	459,900	
82	353,400	423,000	460,600	
83	354,400	423,600	461,300	
84	355,400	424,200	462,000	
85	356,300	424,700	462,500	
86	357,000	425,300	463,200	
87	357,700	425,900	463,900	
88	358,400	426,500	464,600	
89	359,200	427,000	465,100	
90	359,800	427,600		
91	360,400	428,200		
92	361,000	428,800		
93	361,600	429,200		
94	362,000	429,700		
95	362,500	430,200		
96	363,000	430,700		
97	363,600	431,300		
98	364,100	431,800		
99	364,600	432,300		
100	365,100	432,800		

101	365,600	433,400	
102	366,100	433,900	
103	366,600	434,400	
104	367,100	434,900	
105	367,700	435,500	
106	368,200		
107	368,700		
108	369,200		
109	369,800		
110	370,300		
111	370,800		
112	371,300		
113	371,900		
114	372,400		
115	372,900		
116	373,400		
117	373,900		
118	374,400		
119	374,900		
120	375,400		
121	375,900		
122	376,400		
123	376,900		
124	377,400		
125	377,900		
126	378,400		
127	378,900		
128	379,400		
129	379,900		

## 別表第2(第4条関係)

## 一般職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額(円)								
1	135,900	186,100	223,200	262,200	289,500	320,900	366,500	413,300	467,000
2	137,000	187,900	225,100	264,300	291,800	323,200	369,100	415,800	470,100
3	138,200	189,700	227,000	266,300	294,100	325,500	371,700	418,300	473,200
4	139,300	191,500	228,800	268,400	296,400	327,800	374,300	420,800	476,300
5	140,400	193,100	230,500	270,500	298,500	330,100	376,600	423,100	479,300
6	141,500	194,900	232,400	272,600	300,800	332,200	379,100	425,500	482,400
7	142,600	196,700	234,300	274,700	303,100	334,400	381,600	427,900	485,500
8	143,700	198,500	236,100	276,800	305,400	336,600	384,100	430,300	488,600
9	144,800	200,300	237,800	278,900	307,600	338,900	386,700	432,600	491,600
10	146,200	202,100	239,700	281,000	309,900	341,100	389,400	434,900	494,700
11	147,500	203,900	241,500	283,100	312,200	343,300	392,100	437,200	497,800
12	148,800	205,700	243,400	285,200	314,500	345,500	394,800	439,400	500,900
13	150,100	207,300	245,200	287,300	316,700	347,500	397,400	441,600	503,900
14	151,600	209,200	247,100	289,400	318,900	349,600	399,700	443,600	506,300
15	153,100	211,100	248,900	291,500	321,100	351,700	402,000	445,600	508,700
16	154,700	213,000	250,700	293,600	323,300	353,800	404,400	447,600	511,100
17	156,000	214,900	252,500	295,700	325,500	355,800	406,700	449,600	513,600
18	157,500	216,800	254,500	297,800	327,600	357,800	408,800	451,400	515,100
19	159,000	218,700	256,500	299,900	329,700	359,800	410,900	453,200	516,600
20	160,500	220,600	258,500	302,000	331,700	361,700	413,000	455,000	518,100
21	161,900	222,300	260,400	304,100	333,800	363,800	415,100	456,800	519,300
22	164,600	224,200	262,300	306,200	335,900	365,700	417,100	458,300	520,800
23	167,200	226,100	264,200	308,300	338,000	367,700	419,100	459,800	522,300
24	169,800	228,000	266,000	310,400	340,100	369,700	421,100	461,300	523,800
25	172,500	229,600	268,000	312,400	341,800	371,800	423,200	462,800	525,100
26	174,200	231,400	269,900	314,500	343,800	373,800	424,800	464,200	526,300
27	175,900	233,100	271,800	316,600	345,800	375,800	426,400	465,600	527,500
28	177,600	234,900	273,700	318,700	347,800	377,800	428,000	466,900	528,700
29	179,100	236,400	275,600	320,700	349,700	379,800	429,700	468,100	529,900
30	180,900	237,900	277,500	322,800	351,600	381,700	431,000	468,900	530,800
31	182,700	239,400	279,400	324,900	353,500	383,600	432,300	469,700	531,700
32	184,500	240,900	281,300	327,000	355,400	385,400	433,600	470,500	532,600
33	186,100	242,400	283,000	328,700	357,300	387,200	434,900	471,300	533,400
34	187,600	243,900	284,900	330,700	359,100	388,900	436,200	472,100	534,300
35	189,100	245,400	286,800	332,800	360,900	390,600	437,500	472,900	535,200
36	190,600	247,000	288,700	334,900	362,600	392,300	438,700	473,700	536,100
37	191,900	248,300	290,400	336,800	364,500	394,000	440,000	474,500	537,000
38	193,200	249,900	292,200	338,800	365,900	395,200	440,900	475,300	537,900
39	194,500	251,500	294,000	340,800	367,400	396,400	441,800	476,100	538,800
40	195,800	253,100	295,800	342,800	368,900	397,600	442,700	476,900	539,700
41	197,200	254,500	297,700	344,700	370,400	398,700	443,500	477,700	540,600
42	198,500	255,900	299,400	346,600	371,600	399,900	444,300	478,400	
43	199,800	257,300	301,100	348,500	372,800	401,100	445,100	479,200	
44	201,100	258,700	302,800	350,400	374,000	402,300	445,900	480,000	
45	202,300	260,000	304,500	352,300	375,000	403,300	446,700	480,800	

46	203,600	261,400	306,200	353,900	375,900	404,000	447,500
47	204,900	262,800	307,900	355,500	376,800	404,700	448,300
48	206,200	264,200	309,600	357,100	377,700	405,400	449,100
49	207,400	265,500	310,900	358,800	378,700	406,200	449,700
50	208,500	266,700	312,500	360,000	379,500	406,900	450,500
51	209,600	268,000	314,100	361,200	380,300	407,600	451,300
52	210,700	269,300	315,700	362,300	381,100	408,300	452,100
53	211,900	270,400	317,400	363,300	382,000	409,100	452,700
54	212,900	271,700	319,000	364,400	382,700	409,800	453,500
55	213,900	273,000	320,600	365,400	383,400	410,500	454,300
56	214,900	274,300	322,200	366,500	384,100	411,200	455,100
57	215,700	275,500	323,700	367,400	384,800	411,900	455,700
58	216,700	276,600	324,900	368,100	385,400	412,600	456,500
59	217,600	277,700	326,100	368,800	386,100	413,300	457,300
60	218,600	278,800	327,300	369,500	386,800	414,000	458,100
61	219,500	280,000	328,400	370,100	387,300	414,600	458,700
62	220,500	281,000	329,400	370,800	388,000	415,300	
63	221,500	282,000	330,300	371,500	388,700	416,000	
64	222,500	283,000	331,300	372,200	389,400	416,700	
65	223,300	283,800	332,200	372,700	389,900	417,200	
66	224,300	284,700	333,000	373,400	390,600	417,800	
67	225,300	285,600	333,800	374,100	391,300	418,500	
68	226,400	286,500	334,600	374,800	392,000	419,200	
69	227,200	287,500	335,500	375,300	392,500	419,700	
70	228,000	288,300	336,200	376,000	393,200	420,400	
71	228,800	289,100	336,900	376,700	393,900	421,100	
72	229,600	289,900	337,600	377,400	394,600	421,800	
73	230,400	290,700	338,100	377,900	395,100	422,300	
74	231,100	291,200	338,700	378,600	395,800	423,000	
75	231,800	291,700	339,300	379,300	396,500	423,700	
76	232,500	292,200	339,900	380,000	397,200	424,400	
77	233,300	292,600	340,300	380,500	397,600	424,900	
78	234,100	293,000	340,800	381,100	398,300		
79	234,900	293,400	341,300	381,700	399,000		
80	235,700	293,800	341,800	382,300	399,700		
81	236,400	294,100	342,300	383,000	400,200		
82	237,100	294,500	342,800	383,600	400,900		
83	237,800	294,900	343,300	384,200	401,600		
84	238,500	295,300	343,800	384,800	402,300		
85	239,300	295,600	344,300	385,400	402,800		
86	240,000	296,000	344,800	386,000			
87	240,700	296,400	345,300	386,600			
88	241,400	296,800	345,800	387,200			
89	242,200	297,100	346,200	387,900			
90	242,700	297,500	346,700	388,500			
91	243,200	297,900	347,200	389,100			
92	243,700	298,300	347,700	389,700			
93	244,000	298,500	348,000	390,400			
94		298,900	348,500				
95		299,300	349,000				

96	299,700	349,500						
97	299,900	349,800						
98	300,300	350,300						
99	300,700	350,800						
100	301,100	351,300						
101	301,300	351,600						
102	301,700	352,000						
103	302,100	352,400						
104	302,500	352,800						
105	302,700	353,300						
106	303,100	353,700						
107	303,500	354,100						
108	303,900	354,500						
109	304,100	355,000						
110	304,500	355,400						
111	304,900	355,800						
112	305,300	356,200						
113	305,500	356,700						
114	305,900							
115	306,300							
116	306,700							
117	306,900							
118	307,200							
119	307,500							
120	307,800							
121	308,200							
122	308,500							
123	308,800							
124	309,100							
125	309,500							

別表第3（第17条関係）

使用距離（片道）	金額
2キロメートル以上 5キロメートル未満	3,300円
5キロメートル以上 6キロメートル未満	4,300円
6キロメートル以上10キロメートル未満	5,600円
10キロメートル以上15キロメートル未満	8,000円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,700円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,300円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,200円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,000円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,800円
45キロメートル以上50キロメートル未満	27,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	29,600円
55キロメートル以上60キロメートル未満	32,000円
60キロメートル以上65キロメートル未満	34,400円
65キロメートル以上	36,800円

別表第4（第24条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

別表第5（第26条関係）

給与の種類	支給日
給料 管理職手当 扶養手当 住居手当	その月の16日
通勤手当	支給単位期間の最初の月の16日
時間外勤務手当 休日勤務手当 管理職員特別勤務手当	翌月の16日
期末手当	6月30日 12月10日
勤勉手当	6月30日 12月10日